

議決権行使状況の開示について

—企業価値創造に向けた実効的な取組み—

井口 譲二 CMA

目 次

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. スチュワードシップ活動と議決権行使状況の開示の在り方 3. 議決権行使状況の実効的な開示 | <ol style="list-style-type: none"> 4. 議決権行使状況の開示により向上するスチュワードシップ活動の実効性 5. 議決権行使の重要性が高まる中での実務上の課題 6. 最後に |
|---|--|

スチュワードシップ活動では投資家と企業の双方向の理解が必要となるため、「開示」は重要なキーワードとなる。日本だけでなく、グローバルでも、投資家の議決権行使を含むスチュワードシップ活動の開示は大きな潮流となっている。特に、日本では2017年の機関投資家による個別開示の開始以降、議決権行使の有効性は高まっており、投資先企業の理解にも資する開示が求められることとなる。

1. はじめに

スチュワードシップ・コードにおいて「スチュワードシップ責任」とは、『投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任（注1）』とされている。この責任を果たすための活動がスチュワードシップ活動であり、

「企業との対話」と「議決権の行使」から構成される。

（スチュワードシップ活動における開示の役割）

スチュワードシップ活動においては「開示」が重要なキーワードになる。ここでいう「開示」には、「企業⇒投資家への開示（企業開示）」と「投資家⇒企業への開示（スチュワードシップ関連開示）」の双方向の開示、投資家内の「運用会社⇒アセットオーナーの開示」がある。



井口 譲二（いぐち じょうじ）

ニッセイアセットマネジメント(株) チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー上席運用部長。アナリストリサーチ統括とスチュワードシップ活動の責任者。ICGN理事、IFRS（国際会計基準）諮問会議委員。1988年大阪大学経済学部卒業、金融・素材などのアナリスト、投資調査室長を経て現職。金融庁「金融審議会専門委員」／「企業会計審議会監査部会臨時委員」、日本証券アナリスト協会企業会計委員など。主な著書に『財務・非財務情報の実効的な開示—ESG投資に対応した企業報告—』（別冊商事法務2018年4月）、など。